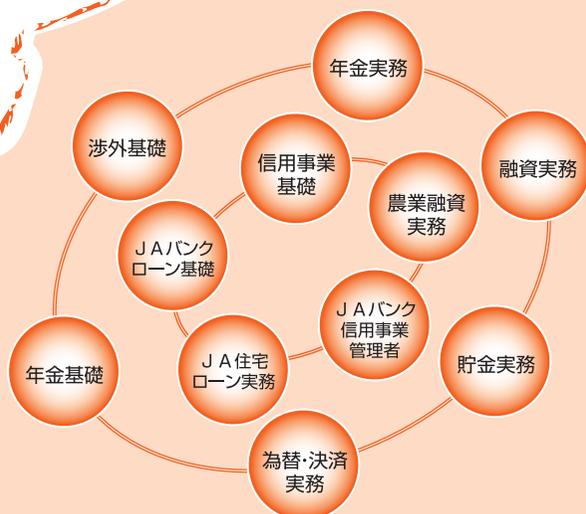


信用事業業務検定試験
試験問題と解説

年金実務



系統信用事業の人材育成機関



試験問題編



平成27年2月7日実施

〈第36回〉

年金実務

各問の(1)～(5)の中から1つ選んでください。

[問1] 年金額の改定について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 過去に物価が下落したときに、年金額を据え置いた期間がありました。この据え置いた期間から算出する年金を「特例水準」の年金額といいます。
- (2) 過去に物価が下落したときも、法律どおり物価の変動などを反映した期間から算出する年金を「本来水準」の年金額といいます。
- (3) 平成26年度の老齢基礎年金額は「特例水準」は772,800円、「本来水準」は769,200円です。
- (4) 平成26年度の「特例水準」に適用する物価スライド率は「0.961」です。
- (5) 国民年金から支給される「死亡一時金」は物価などの変動があると、一時金の額が改定されます。

[問2] 59歳になると日本年金機構から「ねんきん定期便」が郵送されてきます。ねんきん定期便に記載されている「老齢年金の見込額」について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 厚生年金の加入期間が20年以上ある人には、配偶者加給の額が表示されています。
- (2) 厚生年金基金に加入した人の報酬比例部分の額には、基金年金額が含まれています。
- (3) 在職者の報酬比例部分の額は、59歳で退職したときの年金額です。
- (4) 65歳前の支給欄の表示額は、特別支給の老齢厚生年金の年金額です。
- (5) 65歳支給欄の表示額は、老齢基礎年金と報酬比例部分と定額部分の額です。

[問3] 離婚に伴う年金分割について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 離婚分割は平成19年4月以降に離婚した場合に適用されます。分割の対象期間は平成19年4月前を含む、婚姻期間です。
- (2) 離婚分割の手続きは離婚後「2年以内」に年金事務所に申し出ます。
- (3) 厚生年金の「報酬比例部分」と「老齢基礎年金」が分割の対象になる年金です。
- (4) 基金年金の「代行部分」も分割の対象になりますが、加算部分は分割対象になりません。
- (5) 共済年金の「報酬比例部分と職域部分」が分割の対象になる年金です。

[問4] 国民年金の第3号被保険者であった妻が、夫の退職などで実態は第1号被保険者となったにもかかわらず、第3号のまま、記録訂正をされていない期間を「3号不整合期間」といいます。この期間について、誤っているものを1つ選んでください。なお、国民年金保険料の後納制度は利用しないこととします。

- (1) 2年前までの第1号被保険者の未納期間は保険料を納付しなければなりません。保険料を納付しない期間は滞納期間です。
- (2) 2年より前の第1号被保険者の未納期間は、「特定期間該当届」の届出を行えば全額免除期間になります。
- (3) 2年より前の第1号被保険者の未納期間は特定期間といい、10年前までの特定期間の保険料を追納することができます。ただし、追納の期限は平成27年4月から平成30年3月の3年間です。
- (4) 老齢基礎年金を受給している70歳以上の人は特例期間保険料の追納はできません。
- (5) 老齢基礎年金を受給している人が特定期間に保険料を納付しなかった場合は、平成30年4月から、受給していた老齢基礎年金の10%が減額されます。

[問5] 国民年金の旧年金と新年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 旧年金と新年金とでは年金額の算出式が異なることはありません。
- (2) 旧年金と新年金とでは年金の名称が異なります。
- (3) 老齢年金や通算老齢年金は旧年金の呼び名で、新年金では老齢基礎年金といいます。
- (4) 旧年金とは昭和61年3月以前に受給権が発生した年金です。
- (5) 老後の年金の年金コードは旧年金では「0120」や「0520」と表示されています。新年金の年金コードは「1150」です。

[問6] 国民年金のしくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金は昭和36年4月に施行されました。原則として、加入は20歳から60歳になるまでのうち、25年以上の加入があれば65歳から老齢基礎年金が支給されます。
- (2) 受給資格の25年の中にカラ期間や厚生年金の加入期間を合算して25年以上あれば、老齢基礎年金の受給資格を満たします。
- (3) 25年の受給資格を満たした以後、60歳になるまでは国民年金の任意加入者になります。
- (4) 59歳の農協や漁協に勤めている人は、厚生年金と国民年金の2つの年金に加入しています。
- (5) 61歳の夫は農協に勤めています。59歳の専業主婦は国民年金の第3号被保険者です。

[問7] 厚生年金や共済年金の加入者の被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者です。この第3号被保険者について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 第3号被保険者になるのは20歳から65歳未満の被扶養配偶者です。
- (2) 夫が退職すると58歳の妻は第3号被保険者から第1号被保険者になります。
- (3) 第3号被保険者がパート勤めをして年収130万円以上になると、第1号被保険者になります。
- (4) 結婚した当時(昭和58年)は任意加入者でしたが、昭和61年4月から第3号被保険者になり、自ら国民年金の保険料を納付する必要がなくなりました。
- (5) 第3号被保険者になったとの届出は、配偶者が在籍している会社(または共済組合)で行います。

[問8] 国民年金保険料の後納制度(保険料の後払い制度)について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 後納の保険料は、全額免除期間の追納額と同額です。
- (2) 10年以内の保険料の未納分は後納できます。
- (3) 特別支給の老齢厚生年金を受給している人は後納制度が利用できます。
- (4) 65歳から老齢基礎年金を受給している人は後納制度が利用できます。
- (5) 後納制度は平成27年10月以後は利用できません。

[問9] 国民年金に「任意加入」できる人を、1人あげてください。

- (1) 60歳以後も引き続き会社に在職(厚生年金加入)している立花さんは、国民年金に任意加入ができます。
- (2) 学生時代に2年間国民年金の保険料を納めていなかった自営業の福島さんは、60歳から国民年金に任意加入ができます。
- (3) 18歳から会社勤めをして63歳で退職した広田さんは退職後から「65歳」になるまで、国民年金に任意加入ができます。
- (4) 65歳になっても「満額の老齢基礎年金」を受給できない青山さんは、65歳から国民年金に特例任意加入ができます。
- (5) 60歳から老齢基礎年金を受給する山下さんは、国民年金に任意加入ができます。

[問10] 在日外国人や在外邦人(海外生活をしている日本人)の国民年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 在日している外国人は昭和36年4月以降の20歳から昭和56年12月まではカラ期間です。昭和57年1月から国民年金の強制加入者(第1号被保険者)になりました。
- (2) 外国人が来日するまでの海外期間は昭和36年4月以降の20歳から60歳になるまではカラ期間です。ただし、65歳になるまで日本国籍を取得するか永住許可を受けた人に限ります。
- (3) 在外邦人は20歳から65歳になるまでは国民年金に任意加入できます。
- (4) 在外邦人が任意加入しなかった20歳から60歳になるまでの期間はカラ期間です。
- (5) 在外邦人が任意加入して、保険料を納付しなかった期間は保険料滞納期間です。

[問 11] 国民年金の保険料について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 平成 26 年度の国民年金の保険料は月額 15,250 円です。
- (2) 保険料は平成 29 年度まで毎年度改定されます。平成 29 年度からは月額 16,900 円に固定されます。ただし、この保険料額は物価や賃金の変動で手直しされる場合があります。
- (3) 60 歳から国民年金に任意加入する低所得の人は、申請すると保険料の半額免除が認められることがあります。
- (4) 農協や漁協に勤めている人は国民年金の保険料を自ら納付する必要はありません。納付した厚生年金の保険料から、国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているからです。
- (5) 第 3 号被保険者は第 2 号被保険者の年金制度から国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているので、自ら保険料を納付する必要はありません。

[問 12] 国民年金の保険料免除制度について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害基礎年金を受給している人は 60 歳になるまでは、法定免除期間になります。
- (2) 生活保護法の生活扶助を受けている人は 60 歳になるまでは、法定免除期間になります。
- (3) 親と同居していても、本人の所得を基準として申請免除が受けられます。
- (4) 申請免除が認められると、2 年前までの未納期間も免除期間とされます。
- (5) 申請免除が認められた期間(全額免除期間を除く)に、免除保険料を納付しなかった期間は滞納期間になります。

[問 13] 保険料の「免除」と「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 「免除」の期間は、老齢基礎年金の額に反映されます。
- (2) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の期間は、全額免除期間になります。
- (3) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の期間は、老齢基礎年金の受給資格を判定する場合に期間計算に入れます。
- (4) 「免除」の10年前までの期間は保険料の追納ができます。
- (5) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の10年前までの期間は保険料の追納ができます。

[問 14] 平成 27 年度に 60 歳になる人(昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 31 年 4 月 1 日の間に生まれた人)で、年金の受給資格のある人を、1 人選んでください。いずれもカラ期間はありません。

- (1) 厚生年金 19 年と共済年金 5 年の加入期間が「24 年」ある人。
- (2) 厚生年金 20 年と国民年金 4 年の加入期間が「24 年」ある人。
- (3) 共済年金 21 年と国民年金 3 年の加入期間が「24 年」ある人。
- (4) 国民年金 22 年と厚生年金 2 年の加入期間が「24 年」ある人。
- (5) 国民年金 23 年と共済年金 1 年の加入期間が「24 年」ある人。

[問 15] 年金の受給資格の合否を判定するときに、カラ期間(合算対象期間)を含めて一定の期間があれば受給資格を満たしますが、このカラ期間に該当しない期間を1つ選んでください。

- (1) サラリーマンの夫と結婚した専業主婦の結婚から昭和 61 年 3 月までの任意加入しなかった期間。
- (2) 20 歳以上の学生で平成 3 年 3 月までの任意加入しなかった期間。
- (3) 国民年金の加入がある人であって、退職時に厚生年金の脱退手当金を受けた昭和 36 年 4 月以後の期間。
- (4) 国民年金に任意加入したが、保険料を納付しなかった 60 歳前の期間。
- (5) 自営業の夫(国民年金の第 1 号被保険者)と結婚した専業主婦が保険料を納付しなかった 60 歳前の期間。

[問 16] 国民年金の付加年金について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 農業者年金に加入している人は、希望すれば付加保険料を納付できます。
- (2) 保険料の免除期間に、希望すれば付加保険料を納付できます。
- (3) 国民年金基金に加入している人は付加保険料を納付できません。
- (4) 消費者物価が下落して老齢基礎年金が減額になったとき、付加年金も減額されます。
- (5) 繰上げ受給をすると老齢基礎年金は減額されますが、付加年金は減額されずに、65歳から支給されます。

[問 17] 老齢基礎年金と振替加算について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金の保険料を40年間納付した人は65歳から満額(772,800円)の老齢基礎年金が受給できます。
- (2) 平成21年3月までの免除期間と平成21年4月以降の免除期間とでは、老齢基礎年金の額は異なります。
- (3) 老齢基礎年金を60歳から繰上げて受給すると、65歳時の額の70%支給になります。
- (4) 老齢基礎年金を60歳から繰上げて受給すると、振替加算は70%支給になります。
- (5) 老齢基礎年金を71歳で繰下げ請求すると、70歳に遡及して42%の増額支給になります。

[問 18] 厚生年金制度の歴史について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 現場で働く男子労働者や坑内員が年金に加入するようになったのは、「昭和17年6月1日」です。この年金制度の名称を「労働者年金保険」といいました。
- (2) 女子と事務職の男子が厚生年金に加入するようになったのは「昭和19年10月1日」です。このときに、「労働者年金保険」を「厚生年金保険」に改称しました。
- (3) 農協や漁協の職員に共済年金(農林漁協団体職員共済年金)が適用されたのは「昭和34年1月1日」です。
- (4) JR, JT, NTTが厚生年金に統合されたのは「昭和61年4月1日」です。
- (5) 農林年金(共済年金)が厚生年金に統合されたのは「平成14年4月1日」です。

[問 19] 年金制度や加入年齢などについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金は40年以上加入(保険料納付)することはできません。
- (2) 共済年金には、公務員が加入する地方公務員共済年金と国家公務員共済年金があります。その他に私立学校教職員共済年金があります。
- (3) 20歳前でも会社員になると厚生年金に加入します。
- (4) 70歳以上の在職者には在職老齢年金のしくみが適用になります。
- (5) 70歳以上の在職者は厚生年金に加入し、保険料を納付しなければなりません。

[問 20] 厚生年金のしくみや保険料について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 月々の標準報酬月額に再評価率を乗じた期間の合計額をその期間の月数で除した額を平均標準報酬月額(平額)といいます。平成15年4月から賞与も年金額に反映することになったので、賞与を含めた平均値を平均標準報酬額(平額)といいます。
- (2) 定額部分の年金額を計算する場合は平成15年3月までと、平成15年4月以降の厚生年金加入期間とを分けて年金額を求め、合計額が定額部分の年金になります。
- (3) 報酬比例部分の額を計算する場合は平成15年3月までと、平成15年4月以降の厚生年金加入期間とを分けて年金額を求め、合計額が報酬比例部分の年金になります。
- (4) 配偶者加給「386,400円」は老齢基礎年金の2分の1の額です。
- (5) 厚生年金の保険料は標準報酬月額に保険料率を乗じた額です。保険料は労使折半です。保険料率は毎年9月に引き上げられます。

[問 21] 今年5月に60歳になる人(昭和30年5月生まれ)の年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) A子さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、62歳から支給されます。
- (2) B夫さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、62歳から支給されます。
- (3) C夫さんの「特別支給の退職共済年金」は、62歳から支給されます。
- (4) D子さんの「特別支給の退職共済年金」は、62歳から支給されます。
- (5) E子さんの厚生年金加入は11か月で、国民年金の保険料納付済期間は349か月あります。E子さんの老齢厚生年金と老齢基礎年金は、65歳から支給されます。

[問 22] 今年 5 月に 60 歳になる忠夫さんの厚生年金の加入年数は 42 年になります。忠夫さんの年金について、誤っているものを 1 つ選んでください。妻は 4 歳年下で年金は国民年金のみに加入しています。

- (1) 65 歳前に支給される厚生年金を「特別支給の老齢厚生年金」といいます。60 歳で退職して支給される年金は報酬比例部分の年金だけです。
- (2) 62 歳で退職すると報酬比例部分の年金に定額部分が加算されます。配偶者加給は妻が 65 歳になるまで支給されます。
- (3) 62 歳以後も在職(厚生年金加入)すると支給される年金は報酬比例部分の年金だけです。
- (4) 65 歳になると定額部分相当額が老齢基礎年金と差額加算(経過的加算)として支給されます。
- (5) 65 歳から差額加算は報酬比例部分と合算されて「老齢厚生年金」になります。

[問 23] 前問の忠夫さんが 62 歳で退職したときの「特別支給の老齢厚生年金」について、誤っているものを 1 つ選んでください。

- (1) 定額部分の額を算出するときの加入月数は「528 月(44 年)」とします。
- (2) 報酬比例部分の額を算出するときの加入月数は「528 月(44 年)」とします。
- (3) 特別支給の老齢厚生年金の額を算出するとき、定額部分の物価スライド率は「 1.000×0.961 」とし、報酬比例部分の物価スライド率は「 1.031×0.961 」を用います。
- (4) 報酬比例部分の額を算出するときの平均標準報酬月額または平均標準報酬額は、標準報酬(給料)または標準賞与を再評価した報酬の平均値です。
- (5) 報酬比例部分の額を算出するときの「給付乗率(乗率/1000)」は旧乗率を用います。平成 15 年 3 月以前の額を求める場合には「 $7.5/1000$ 」、平成 15 年 4 月以後の額るときは「 $5.769/1000$ 」です。

〔問 24〕 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 厚生年金基金は日本年金機構から支給される報酬比例部分の年金の一部を肩代りして支給します。この基金年金を「代行年金」といいます。
- (2) 厚生年金基金額の算出に用いる平均標準報酬(月)額は再評価しない額です。また基金額の算出には物価スライド率は乗じません。
- (3) 厚生年金基金には代行部分の年金に上積みする年金があります。この上積み年金は基金独自で定めるものですから、基金によって支給額は異なります。
- (4) 基金の代行年金の支給開始年齢は、日本年金機構から支給される報酬比例部分と同年齢です。
- (5) 財政的に行き詰まり約束した年金が支給できない基金があります。その結果、基金の代行部分を国に返上したり、解散する基金がありました。このうち解散基金の保険料を解散時に一時金で精算したので、年金として支給されることはありません。

〔問 25〕 夫の老齢厚生年金に加給年金が加算される場合で、妻や子が一定の要件に該当したときに、加給年金が支給されなくなります。その要件について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 離婚したとき。
- (2) 子が18歳になった年度末を経過したとき(身障の子は20歳に達したとき)。
- (3) 妻が20年かけた老齢厚生年金や退職共済年金を受給したとき。
- (4) 妻が障害厚生年金を受給したとき。ただし、妻が障害基礎年金を受給しても加給年金は支給停止になりません。
- (5) 妻が65歳に達したとき。

〔問 26〕 退職共済年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 共済年金の報酬比例部分の算出式は厚生年金と同じです。
- (2) 共済年金の独自給付として職域加算(年金)があります。
- (3) 65歳になると定額部分相当額が差額加算と老齢基礎年金になり、ともに共済年金から支給されます。
- (4) 退職時に共済年金の掛金(保険料)を退職一時金として「全額受給」した人には、共済年金は支給されません。ただし、同一の共済組合に再加入して、前後の期間を合計して20年以上ある場合には、退職一時金と利息を返還することにより一時金を受給した期間は年金になります。
- (5) 農林年金(共済年金)の職域加算は、平成14年4月の統合後は「特例老齢農林年金(特例年金)」として支給することになりました。また、特例年金を一時金として受け取ることもできます。

[問 27] 年金の繰上げ支給について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 今年 60 歳になる女性(報酬比例部分は 60 歳支給)が老齢基礎年金繰上げをすると、老齢基礎年金は減額支給になります。差額加算は 65 歳支給です。
- (2) 老齢厚生年金の支給が 62 歳になる男性が、60 歳から老齢厚生年金の繰上げをしたとき 12%の減額になります。差額加算と老齢基礎年金も繰上げ対象になり 30%減額されます。ただし、差額加算そのものは減額されません。差額加算の減額は報酬比例部分から差し引かれます。
- (3) 老齢厚生年金の支給が 65 歳になる人が、60 歳から老齢厚生年金の繰上げをしたときは差額加算、老齢基礎年金も繰上げになり、老齢厚生年金を含めて 30%の減額になります。ただし、差額加算そのものは減額されません。差額加算の減額は報酬比例部分から差し引かれます。
- (4) 老齢厚生年金と退職共済年金の支給が 62 歳になる男性が、60 歳から老齢基礎年金の繰上げ請求をしても、退職共済年金の支給には影響ありません。
- (5) 障害者特例(長期特例者を含む)で老齢厚生年金の支給が 62 歳になる男性が、60 歳から老齢厚生年金を繰上げて受給したときは、老齢基礎年金は一部繰上げになります。

[問 28] 老齢基礎年金の繰上げ支給のデメリットについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 繰上げ請求をすると、その後に支給の取り消しや変更はできません。
- (2) 年金は一生減額支給されます。
- (3) 65 歳になる間は「報酬比例部分」は支給停止になります。
- (4) 「事後重症による障害基礎年金」の請求はできません。
- (5) 「寡婦年金」の請求はできません。

[問 29] 在職老齢年金の用語としくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 総報酬月額相当額とは、標準報酬月額(給料)と当月以前 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額(月額)とを合算した額です。ボーナスの支給がない人は、標準報酬月額が総報酬月額相当額になります。
- (2) 標準賞与額とは、1 回に支給されるボーナス額の上限を 200 万円とし、1,000 円未満の端数がある場合には切り捨てた額です。
- (3) 基本(年金)月額とは、報酬比例部分と定額部分を合算した額です。定額部分が支給されない年代の人は、報酬比例部分が基本(年金)月額になります。配偶者加給を除きます。
- (4) 基準額とは、在職停止額を求めるときに用います。
- (5) 総報酬月額相当額が変わると、在職老齢年金の支給停止額も変わります。

[問 30] 在職老齢年金のしくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 65歳前の在職老齢年金は、基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のときは、全額支給されます。
- (2) 65歳前の在職老齢年金は、基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円を超えたときは、超えた額の2分の1が年金の支給停止額になります。
- (3) 65歳以後の在職老齢年金は、基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円以下のときは、全額支給されます。
- (4) 65歳以後の在職老齢年金は、基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円を超えたときは、超えた額の2分の1が年金の支給停止額になります。
- (5) 在職老齢年金が一部支給停止になったときは、配偶者加給は支給されません。

[問 31] 65歳前の基本年金月額は「10万円」です。この人の在職老齢年金について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 総報酬月額相当額が「18万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (2) 総報酬月額相当額が「28万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (3) 総報酬月額相当額が「38万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (4) 厚生年金に加入していない人であっても、収入があると在職老齢年金の適用を受けます。
- (5) 在職老齢年金と雇用保険から高年齢雇用継続給付金を同時に受けられるときは、高年齢雇用継続給付金が減額になります。

[問 32] 65歳前の基本年金月額が12万円(日本年金機構から「4万円」、基金から「8万円」)の人の在職老齢年金について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「4万円」、基金から「6万円」の合計10万円の在職老齢年金が支給されます。
- (2) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「2万円」、基金から「8万円」の合計10万円の在職老齢年金が支給されます。
- (3) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「3万円」、基金から「7万円」の合計10万円の在職老齢年金が支給されます。
- (4) 在職老齢年金が全額支給停止の場合は、日本年金機構が支給する年金は全額支給停止になりますが、基金年金は全額支給されます。
- (5) 在職老齢年金が全額停止の場合は、日本年金機構が支給する年金は全額支給になりますが、基金年金は全額支給停止されます。

[問 33] 65 歳になる社長さんの基本年金月額が「10 万円」です。社長さんの在職老齢年金について、正しいものを 1 つ選んでください。

- (1) 総報酬月額相当額が「36 万円」のとき、在職老齢年金は「5 万円」が支給されます。
- (2) 総報酬月額相当額が「46 万円」のとき、在職老齢年金は「5 万円」が支給されます。
- (3) 総報酬月額相当額が「56 万円」のとき、在職老齢年金は「5 万円」が支給されます。
- (4) 厚生年金の加入年齢の上限は「70 歳になるまで」ですから、70 歳以降に在職しても年金の支給停止はありません。
- (5) 在職老齢年金が全額停止になったときは、差額加算(経過的加算)も支給停止になります。

[問 34] 雇用保険から支給される「基本手当」と年金との調整について、正しいものを 1 つ選んでください。

- (1) 基本手当と障害厚生年金が同時に受けられる場合、障害厚生年金の全額が支給停止になります。
- (2) 基本手当と遺族厚生年金が同時に受けられる場合、遺族厚生年金の全額が支給停止になります。
- (3) 基本手当と繰上げした老齢基礎年金が同時に受けられる場合、老齢基礎年金の全額が支給停止になります。
- (4) 基本手当と特別支給の老齢厚生年金が同時に受けられる場合、基本手当の全額が支給停止になります。
- (5) 基本手当と特別支給の老齢厚生年金が同時に受けられる場合、特別支給の老齢厚生年金の全額が支給停止になります。

[問 35] 62歳の和彦さんは公務員から民間会社に転職しました。65歳になるまで在職(厚生年金加入)します。和彦さんに支給される退職共済年金や老齢厚生年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 共済組合の組合員ではないので、「特別支給の退職共済年金」は在職停止のしくみは適用されずに全額支給されます。
- (2) 共済年金の職域加算は62歳から支給されます。職域加算は在職停止のしくみは適用されません。
- (3) 厚生年金の加入者ですから、「特別支給の老齢厚生年金」は在職老齢年金のしくみが適用され、年金の一部または全額が支給停止になることがあります。
- (4) 和彦さんの職域加算は組合員期間が20年未満の人に比べて2倍の支給額になります。
- (5) 共済年金と厚生年金の加入年数はともに20年です。65歳になると配偶者支給は厚生年金制度から支給されます。

[問 36] 障害年金の用語やしくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 初診日とは、ケガや病気で初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。初診日が分からないと、障害年金の請求はできません。
- (2) 障害認定日とは、障害の認定を行うべき日のことをいい、初診日から起算して1年6か月が経過した日、または1年6か月以内に傷病が治った場合は、治った日をいいます。
- (3) 障害認定日に障害の程度が障害認定基準に該当する傷病の状態にある場合に、障害年金が支給されます。
- (4) 障害認定日に障害認定基準に該当しなかった人が、その後65歳に達する前日までに障害基準に該当した場合には、65歳に達する前日までに請求をすることにより「事後重症による障害年金」が支給されます。
- (5) 「事後重症による障害年金」を請求したときは、障害年金は傷病が悪化したときまでさかのぼって支給されます。

[問 37] 障害基礎年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金加入中に初診日があり、障害の程度が障害認定基準の2級以上に該当する場合には障害基礎年金が支給されます。また、18歳になる年度末までの子がいる場合には子の加算額が加算されます(身障の子は20歳になるまでです)。
- (2) 障害基礎年金の2級の額は満額の老齢基礎年金(772,800円)と同額です。
- (3) 障害基礎年金の1級の額は2級の「1.25倍(966,000円)」です。
- (4) 国民年金加入中に初診日があり、心臓にペースメーカーを装着すると障害基礎年金が支給されます。
- (5) 人工透析療法を受けた日から3か月を経過した日が障害認定日になります。

[問 38] 障害厚生年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害厚生年金は厚生年金の加入中に初診日がある人に支給されます。
- (2) 障害厚生年金は障害の程度が障害認定基準の3級以上に該当した場合に支給されます。1級または2級に該当した場合には、配偶者の加給年金が加算され、障害基礎年金が併給されます。
- (3) 障害厚生年金の3級には最低保障額があり、年額で772,800円です。障害の状態が3級よりも軽く傷病が治っている場合には障害手当金(一時金)が支給されます。
- (4) 障害厚生年金の額は報酬比例部分から算出します。加入月数が300月未満の場合は、300月として計算します。
- (5) 障害厚生年金の1級の額は2級の1.25倍の額です。

[問 39] 障害年金と他の年金との併給(両年金が受給できること)について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害基礎年金と障害共済年金(2級以上)は併給できます。また障害基礎年金と障害厚生年金(2級以上)も併給できます。
- (2) 障害厚生年金と労災保険の障害補償年金は併給できます。
- (3) 65歳から障害厚生年金と老齢基礎年金は併給できます。
- (4) 65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金は併給できます。
- (5) 65歳から障害基礎年金と遺族厚生年金は併給できます。

[問 40] 国民年金の第1号被保険者である夫が亡くなったとき、妻に「寡婦年金、または死亡一時金」が支給されることがあります。この寡婦年金や死亡一時金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 夫の死亡時に妻は死亡一時金を受給しました。その妻が60歳になると「寡婦年金」が支給されます。
- (2) 死亡一時金は第1号被保険者として、保険料を36月(3年)以上納付した人が死亡したときに支給されます。
- (3) 遺族基礎年金が支給される場合は、死亡一時金は支給されません。
- (4) 亡夫が第1号被保険者として保険料納付済期間(免除期間を含む)が25年以上あり婚姻期間が10年以上ある場合には、妻が60歳から65歳になるまで「寡婦年金」が支給されます。
- (5) 亡夫が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合、または障害基礎年金を受給していた場合は、「寡婦年金」は支給されません。

[問 41] 遺族基礎年金などについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 遺族基礎年金の遺族は「子のいる妻」, 「子のいる夫」, 「子」です。
- (2) 遺族の子とは「18歳になった年度末までの子(高校を卒業するまでの子) , または1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいいます。
- (3) 自営業の夫(第1号被保険者)が死亡したとき、妻と13歳の子が残されました。妻に995,200円(=772,800円+222,400円)の遺族基礎年金が支給されます。
- (4) 子(健常者)が高校を卒業すると妻に支給される遺族基礎年金は、減額されて772,800円になります。
- (5) 厚生年金の妻が死亡したとき、55歳の夫と17歳の子が残された場合は、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金の支給がなくなると、遺族厚生年金は、夫が60歳になるまで支給停止になります。

[問 42] 亡夫は厚生年金加入中(在職中)に死亡しました。遺族は40歳の妻と17歳の子です。支給される遺族給付について、誤っているものを1つ選んでください。なお、亡夫は第1号被保険者として保険料を5年、その後厚生年金に20年加入していました。

- (1) 妻に遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。
- (2) 妻に支給される遺族厚生年金の額には中高齢寡婦加算が含まれています。
- (3) 妻に遺族基礎年金が支給されるので、死亡一時金は支給されません。また、妻が60歳になっても寡婦年金は支給されません。
- (4) 亡夫の厚生年金加入は20年ですが、遺族厚生年金の額を算出するときは25年(300月)加入したものとして計算します。
- (5) 65歳から遺族厚生年金と妻自身の老齢基礎年金が併給されます。

[問 43] 今年65歳になるA子さんに、「遺族厚生年金12万円(月額)」と「老齢厚生年金6万円」, 「老齢基礎年金4万円」の受給権があります。A子さんに支給される年金を1つ選んでください。

- (1) 遺族厚生年金と老齢基礎年金は選択により、遺族厚生年金「12万円」と「老齢厚生年金6万円」を受給します。
- (2) 遺族厚生年金「12万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「16万円」が支給されます。老齢厚生年金は全額支給停止になります。
- (3) 遺族厚生年金「12万円」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「22万円」が支給されます。
- (4) 遺族厚生年金「6万円(=12万円-老齢厚生年金6万円)」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「16万円」が支給されます。
- (5) 遺族厚生年金「8万円(=12万円×2/3)」と老齢厚生年金「3万円(=6万円×1/2)」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「15万円」が支給されます。

[問 44] 年金と税金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害の年金は非課税ですから、税金はかかりません。
- (2) 遺族の年金は非課税ですから、税金はかかりません。
- (3) 老齢の年金は雑所得として、年齢に関係なく一定以上の金額が課税対象になります。課税される人の年金は振込の都度、源泉徴収されます。
- (4) 課税対象になる年金を受給する人であっても、様々な控除を受けられるので、実際には税金がかからない人もいます。
- (5) 控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出します。この申告書は毎年11月中旬に日本年金機構から送られてきます。未提出の人には、税金が多くかかります。

[問 45] 老齢の年金の請求手続きについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金だけに加入した人(第1号被保険者や第3号被保険者)の請求先は市区町村です。厚生年金だけ、または厚生年金と国民年金の期間がある人は年金事務所や年金相談センターです。
- (2) 請求書は受給権が発生する3か月前に日本年金機構から郵送されてきます。
- (3) 年金請求は誕生日の前日以後に手続きができます。
- (4) 年金請求の手続きを怠ると5年より前の支給分は時効でもらえません。
- (5) 年金請求には配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の添付が必要です。

[問 46] 今年62歳になる正夫さんは厚生年金に20年以上加入した人です。正夫さんの年金請求の際に持参する書類について、誤っているものを1つ選んでください。妻は4歳年下で年金は国民年金のみに加入しています。

- (1) 正夫さんが健康保険組合に加入している場合は、その被保険者証が必要です。
- (2) 戸籍謄本、住民票謄本(家族全員の記載されているもの)、妻の非課税証明書または課税証明書が必要です。
- (3) 夫婦の基礎年金番号通知書(または年金手帳)、正夫さんの雇用保険の被保険者証が必要です。
- (4) すでに、年金を受給している場合(障害年金など)は、その年金証書が必要です。
- (5) 年金証書の年金の受取機関の証明印がない場合は、正夫さんの預金通帳が必要です。

[問 47] 今年、年金の請求をした人に年金証書が届きました。この年金証書について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 年金証書には受給する年金の種類、受給権者の氏名、生年月日、受給権を取得した年月の表示があります。
- (2) 基本となる年金額の記載欄とは別に配偶者加給または加給年金の欄が設けられています。基本となる年金額は報酬比例部分の年金です。
- (3) 基金の加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額は記載されていません。
- (4) 加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額が記載されていますから、特別支給の老齢厚生年金の額の検算ができます。
- (5) 年金証書を紛失したなどでも、年金証書の再交付依頼をすると、現在受給している年金額が記載されている証書が郵送されてきます。

[問 48] 年金証書には基礎年金番号(10桁)と年金コード(4桁)が記載されています。この基礎年金番号と年金コードについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 基礎年金番号制度は平成9年1月に導入されました。当時、年金に加入している人には「基礎年金番号通知書」で、年金受給者には「年金証書」で基礎年金番号をお知らせしました。
- (2) 基礎年金番号は10桁のうち、最初の4桁は都道府県とその年金事務所を示しています。あとの6桁はその人の固有番号です。
- (3) 農協や漁協に勤めていた人の基礎年金の最初の4桁は「9600」番台で表示されています。
- (4) 青色の年金手帳に記載されている番号は基礎年金番号ですから、年金証書の基礎年金番号と同じ番号です。
- (5) 年金請求時に新しい番号で記録管理をするので、加入時の基礎年金番号と異なります。年金受給者は新たな基礎年金番号になります。

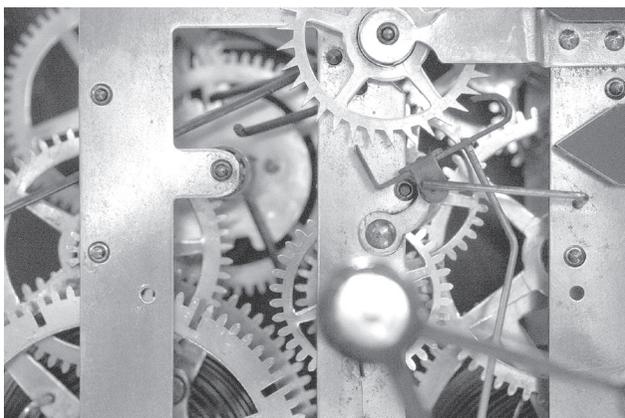
[問 49] 日本年金機構から年金受給者に届く書類、出す書類について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 支給額変更通知書(A4サイズ)は、在職老齢年金の支給額が変わったときや65歳になったときなど、本人自身に改定理由がある場合に届きます。
- (2) 年金額改定通知書(ハガキ形式)は、法律改正や物価の変動など、日本年金機構(国)に改定理由がある場合に届きます。
- (3) 年金振込通知書(ハガキ形式)は、原則として毎年度6月に当年度の1回の振込額(2か月支給分)が記載されています。この通知書には所得税が課税される人には税額が記載されています。
- (4) 公的年金等の受給者の扶養親族等の申告書(ハガキ形式)は、所得税の課税対象になった人に日本年金機構から毎年11月中旬に届きます。必要事項を記入して返送します。申告書の提出を怠ると税金が多くかかります。また、独身者は申告書の提出は不要です。
- (5) 年金受給者の住所・支払機関変更届(ハガキ形式)は、振込先の金融機関を変えるときに使用します。ただし、共済年金の金融機関を変える場合には、別様式を使用します。

[問 50] 65歳になると「特別支給の老齢厚生年金」は失権するので、改めて年金の請求をします。このときの請求書を「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(ハガキ形式)といいます。この65歳時の年金請求について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 老齢基礎年金の繰上げをした人にも年金請求書が届きます。ただし、請求書には繰下げ希望欄はありません。その理由は、繰上げ請求した人は、繰下げ支給はできないからです。
- (2) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両年金の繰下げを希望する人は、該当する希望欄の老齢基礎年金と老齢厚生年金に○印をつけて、日本年金機構に返送します。
- (3) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給する人は、請求書の繰下げ希望欄に何も記載しないで、日本年金機構に返送します。
- (4) 老齢基礎年金の繰下げを希望する人は、繰下げ希望欄の老齢基礎年金に○印をつけて、日本年金機構に返送します。
- (5) 老齢厚生年金の繰下げを希望する人は、繰下げ希望欄の老齢厚生年金に○印をつけて、日本年金機構に返送します。

「試験問題解説編」



平成27年2月7日実施

〈第36回〉

目 次

最近の年金改正など

問1	年金額の改定	24
問2	ねんきん定期便	24
問3	離婚したときの年金分割	25

国 民 年 金

問4	3号不整合期間	25
問5	国民年金の旧年金と新年金	26
問6	国民年金のしくみ	26
問7	第3号被保険者	27
問8	保険料の後納制度	27
問9	国民年金の任意加入	28
問10	在日外国人や在外邦人の国民年金	28
問11	国民年金の保険料	29
問12	保険料の免除制度	29
問13	保険料の「学生の納付特例制度」など	30
問14	年金の受給資格(1)	30
問15	年金の受給資格(2)	31
問16	国民年金の付加年金	31
問17	老齢基礎年金と振替加算	32

厚生年金・共済年金

問18	厚生年金制度の歴史	32
問19	年金制度や加入年齢	33
問20	厚生年金のしくみや保険料	33
問21	年金の支給開始年齢	33
問22	支給される年金の内容	34
問23	特別支給の老齢厚生年金	34
問24	厚生年金基金	35

問25	配偶者加給が支給停止になるとき	35
問26	退職共済年金	36
問27	年金の繰上げ支給	36
問28	老齢基礎年金の繰上げ支給	37
在 職 老 齢 年 金 な ど		
問29	在職老齢年金の用語	37
問30	在職老齢年金のしくみ	38
問31	在職老齢年金額(1)	38
問32	在職老齢年金額(2)	39
問33	在職老齢年金額(3)	39
問34	基本手当と年金との調整	40
問35	共済年金から厚生年金への転職	40
障 害 年 金 ・ 遺 族 年 金		
問36	障害年金の用語やしくみ	41
問37	障害基礎年金	41
問38	障害厚生年金	42
問39	障害年金と他の年金との併給	42
問40	寡婦年金と死亡一時金	43
問41	遺族基礎年金	43
問42	厚生年金の遺族給付	44
年 金 と 税 金		
問43	受給権が複数ある場合の年金	45
問44	年金と税金	46
受 給 手 続 き		
問45	老齢の年金の請求手続き	46
問46	年金請求の際に持参する書類	47
問47	年金証書	47
問48	基礎年金番号と年金コード	47
問49	日本年金機構から届く書類, 出す書類	48
問50	65歳時の年金請求の手続き	48

正解と解説

年金実務

各問の(1)～(5)の中から1つ選んでください。

正解率 50%

正解 (5)



●最近の年金改正など

↳ 解説

物価などの変動があっても死亡一時金の支給額は改定されません。

年金額の改定

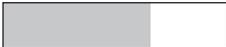
ねんきん定期便

問 1 年金額の改定について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 過去に物価が下落したときに、年金額を据え置いた期間がありました。この据え置いた期間から算出する年金を「特例水準」の年金額といいます。
- (2) 過去に物価が下落したときも、法律どおり物価の変動などを反映した期間から算出する年金を「本来水準」の年金額といいます。
- (3) 平成26年度の老齢基礎年金額は「特例水準」は772,800円、「本来水準」は769,200円です。
- (4) 平成26年度の「特例水準」に適用する物価スライド率は「0.961」です。
- (5) 国民年金から支給される「死亡一時金」は物価などの変動があると、一時金の額が改定されます。

問 2 59歳になると日本年金機構から「ねんきん定期便」が郵送されてきます。ねんきん定期便に記載されている「老齢年金の見込額」について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 厚生年金の加入期間が20年以上ある人には、配偶者加給の額が表示されています。
- (2) 厚生年金基金に加入した人の報酬比例部分の額には、基金年金額が含まれています。
- (3) 在職者の報酬比例部分の額は、59歳で退職したときの年金額です。
- (4) 65歳前の支給欄の表示額は、特別支給の老齢厚生年金の年金額です。
- (5) 65歳支給欄の表示額は、老齢基礎年金と報酬比例部分と定額部分の額です。

正解 (4)  正解率 65%

→ 解説

- (1)、(2) 配偶者加給や厚生年金基金の額の表示はありません。
- (3) ねんきん定期便の発行日に在職している人（厚生年金加入者）の年金額は60歳になるまで加入したときの年金見込み額です。62歳から厚生年金が支給される人の場合は、60歳から62歳になる2年分が含まれていません。
- (5) 65歳からは定額部分の年金額の表示はありません。65歳になると定額部分相当額が差額加算（経過的加算ともいいます）と老齢基礎年金に変わります。

離婚したときの年金分割

問 3 離婚に伴う年金分割について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 離婚分割は平成19年4月以降に離婚した場合に適用されます。分割の対象期間は平成19年4月前を含む、婚姻期間です。
- (2) 離婚分割の手続きは離婚後「2年以内」に年金事務所に申し出ます。
- (3) 厚生年金の「報酬比例部分」と「老齢基礎年金」が分割の対象になる年金です。
- (4) 基金年金の「代行部分」も分割の対象になりますが、加算部分は分割対象になりません。
- (5) 共済年金の「報酬比例部分と職域部分」が分割の対象になる年金です。

正解 (3)  正解率 58%

→ 解説

- (3) 厚生年金の「報酬比例部分」が分割の対象になる年金です。詳しくいいますと、報酬比例部分の年金そのものが分割されるわけではありません。夫の標準報酬（給料）を分割して妻に譲渡します。その結果、夫の報酬比例部分が減額になり、妻の報酬比例部分が増額になります。その計算過程は複雑です。

● 国民年金

3号不整合期間

問 4 国民年金の第3号被保険者であった妻が、夫の退職などで実態は第1号被保険者となったにもかかわらず、第3号のまま、記録訂正をされていない期間を「3号不整合期間」といいます。この期間について、誤っているものを1つ選んでください。なお、国民年金保険料の後納制度は利用しないこととします。

- (1) 2年前までの第1号被保険者の未納期間は保険料を納付しなければなりません。保険料を納付しない期間は滞納期間です。
- (2) 2年より前の第1号被保険者の未納期間は、「特定期間該当届」の届出を行えば全額免除期間になります。
- (3) 2年より前の第1号被保険者の未納期間は特定期間といい、10年前までの特定期間

の保険料を追納することができます。ただし、追納の期限は平成27年4月から平成30年3月の3年間です。

- (4) 老齢基礎年金を受給している70歳以上の人は特例期間保険料の追納はできません。
- (5) 老齢基礎年金を受給している人が特定期間に保険料を納付しなかった場合は、平成30年4月から、受給していた老齢基礎年金の10%が減額されます。

正解率 100% (注) 出題ミスのため

正解 (2)

↳ 解説

- (2) 2年より前の第1号被保険者の未納期間は「特例期間該当届」の届出を行えばカラ期間になります。

国民年金の旧年金と新年金

問 5 国民年金の旧年金と新年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 旧年金と新年金とでは年金額の算出式が異なることはありません。
- (2) 旧年金と新年金とでは年金の名称が異なります。
- (3) 老齢年金や通算老齢年金は旧年金の呼び名で、新年金では老齢基礎年金といいます。
- (4) 旧年金とは昭和61年3月以前に受給権が発生した年金です。
- (5) 老後の年金の年金コードは旧年金では「0120」や「0520」と表示されています。新年金の年金コードは「1150」です。

正解率 82%

正解 (1)

↳ 解説

- (1) 旧年金と新年金とでは算出式が異なります。旧年金の老齢年金や通算老齢年金の算出式は、テキストの「老後の年金①」のP143をご参照ください。新年金は772,800円×(納付済月数+免除月数)/480月で算出します。なお、平成27年度の満額の老齢基礎年金の額は「780,100円」になりました。

国民年金のしくみ

問 6 国民年金のしくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金は昭和36年4月に施行されました。原則として、加入は20歳から60歳になるまでのうち、25年以上の加入があれば65歳から老齢基礎年金が支給されます。
- (2) 受給資格の25年の中にカラ期間や厚生年金の加入期間を合算して25年以上あれば、老齢基礎年金の受給資格を満たします。
- (3) 25年の受給資格を満たした以後、60歳になるまでは国民年金の任意加入者になります。
- (4) 59歳の農協や漁協に勤めている人は、厚生年金と国民年金の2つの年金に加入しています。
- (5) 61歳の夫は農協に勤めています。59歳の専業主婦は国民年金の第3号被保険者です。

正解率 66%

正解 (3)

↳ 解説

- (3) 25年の受給資格を満たした人であっ

ても、60歳になるまでは国民年金の強制加入者(第1号被保険者)になります。

第 3 号 被 保 険 者

問 7 厚生年金や共済年金の加入者の被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者です。この第3号被保険者について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 第3号被保険者になるのは20歳から65歳未満の被扶養配偶者です。
- (2) 夫が退職すると58歳の妻は第3号被保険者から第1号被保険者になります。
- (3) 第3号被保険者がパート勤めをして年収130万円以上になると、第1号被保険者になります。
- (4) 結婚した当時(昭和58年)は任意加入者でしたが、昭和61年4月から第3号被保険者になり、自ら国民年金の保険料を納付する必要がなくなりました。
- (5) 第3号被保険者になったとの届出は、配偶者が在籍している会社(または共済組合)で行います。

正解率 64%

正解 (1)

↳ 解 説

第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の間は第3号被保険者になります。なお、在職老齢年金を受給している夫が65歳以降も厚生年金に加入したとき、夫は第2号被保険者になりません。60歳未満の妻は第3号被保険者から第1号被保険者になり、自ら国民年金の保険料を納付しなければなりません。年の離

れた夫婦のケースです。

保 険 料 の 後 納 制 度

問 8 国民年金保険料の後納制度(保険料の後払い制度)について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 後納の保険料は、全額免除期間の追納額と同額です。
- (2) 10年以内の保険料の未納分は後納できません。
- (3) 特別支給の老齢厚生年金を受給している人は後納制度が利用できます。
- (4) 65歳から老齢基礎年金を受給している人は後納制度が利用できます。
- (5) 後納制度は平成27年10月以後は利用できません。

正解率 70%

正解 (4)

↳ 解 説

(4) 国民年金の保険料未納期間がある人は過去10年前までの期間について、保険料を納付することができます。このしくみを後納制度といいます。後納した場合は無年金者が年金の受給資格を満たすことも可能になる場合があります。後納保険料は一括して納付することも、1か月ごとの分割納付もできます。なお老齢基礎年金を受給している人(老齢基礎年金の繰上げをしている人を含む)は後納制度を利用することはできません。保険料免除期間のある人や学生の納付特例期間、若年者の納付猶予期間がある人は後納制度は利用できません。保険料追納制度を利用す

ることになります。

国民年金の任意加入

問 9 国民年金に「任意加入」できる人を、1人あげてください。

- (1) 60歳以後も引き続き会社に在職（厚生年金加入）している立花さんは、国民年金に任意加入ができます。
- (2) 学生時代に2年間国民年金の保険料を納めていなかった自営業の福島さんは、60歳から国民年金に任意加入ができます。
- (3) 18歳から会社勤めをして63歳で退職した広田さんは退職後から「65歳」になるまで、国民年金に任意加入ができます。
- (4) 65歳になっても「満額の老齢基礎年金」を受給できない青山さんは、65歳から国民年金に特例任意加入ができます。
- (5) 60歳から老齢基礎年金を受給する山下さんは、国民年金に任意加入ができます。

正解率 55%

正解 (2)

解説

- (1) 立花さんは厚生年金に加入しているので、国民年金に任意加入はできません。
- (3) 広田さんは厚生年金の加入のうち「20歳から60歳になるまで」の期間から満額の老齢基礎年金が支給されるので、国民年金に任意加入はできません。
- (4) 青山さんは65歳ですから国民年金に任意加入はできません。年金の受給資格に欠ける人に限り、65歳から70歳になるまで特例任意加入ができます。
- (5) 老齢基礎年金の繰上げをする人は国

民年金に任意加入はできません。

在日外国人や在外邦人の国民年金

問 10 在日外国人や在外邦人（海外生活をしている日本人）の国民年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 在日している外国人は昭和36年4月以降の20歳から昭和56年12月まではカラ期間です。昭和57年1月から国民年金の強制加入者（第1号被保険者）になりました。
- (2) 外国人が来日するまでの海外期間は昭和36年4月以降の20歳から60歳になるまではカラ期間です。ただし、65歳になるまで日本国籍を取得するか永住許可を受けた人に限ります。
- (3) 在外邦人は20歳から65歳になるまでは国民年金に任意加入できます。
- (4) 在外邦人が任意加入しなかった20歳から60歳になるまでの期間はカラ期間です。
- (5) 在外邦人が任意加入して、保険料を納付しなかった期間は保険料滞納期間です。

正解率 15%

正解 (5)

解説

- (5) 平成26年4月改正で、在外邦人や昭和61年3月以前のサラリーマンの妻（専業主婦）が任意加入して、保険料を納付しなかった期間（20歳以上60歳未満の期間に限り）はカラ期間になりました。この改正は無年金者への救済措置ですから、過去に遡及して適用されます。

国民年金の保険料

問 11 国民年金の保険料について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 平成26年度の国民年金の保険料は月額15,250円です。
- (2) 保険料は平成29年度まで毎年度改定されます。平成29年度からは月額16,900円に固定されます。ただし、この保険料額は物価や賃金の変動で手直しされる場合があります。
- (3) 60歳から国民年金に任意加入する低所得の人は、申請すると保険料の半額免除が認められることがあります。
- (4) 農協や漁協に勤めている人は国民年金の保険料を自ら納付する必要はありません。納付した厚生年金の保険料から、国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているからです。
- (5) 第3号被保険者は第2号被保険者の年金制度から国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているので、自ら保険料を納付する必要はありません。

正解率 62%

正解 (3)

↳ 解説

- (3) 保険料の申請免除のしくみが適用されるのは強制加入者である第1号被保険者に限ります。任意加入者が低所得であっても免除制度が適用されることはありません。

保険料の免除制度

問 12 国民年金の保険料免除制度について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害基礎年金を受給している人は60歳になるまでは、法定免除期間になります。
- (2) 生活保護法の生活扶助を受けている人は60歳になるまでは、法定免除期間になります。
- (3) 親と同居していても、本人の所得を基準として申請免除が受けられます。
- (4) 申請免除が認められると、2年前までの未納期間も免除期間とされます。
- (5) 申請免除が認められた期間（全額免除期間を除く）に、免除保険料を納付しなかった期間は滞納期間になります。

正解率 55%

正解 (3)

↳ 解説

- (1) 障害基礎年金を受給していた期間は法定免除になります。この法定免除には時効がありません。届出ることにより全額免除期間になります。加入期間が短くて、無年金の人に法定免除期間が判明すると年金の受給資格を得る人もいます。
- (2) 生活保護法の生活扶助を受けている期間も法定免除期間になります。
- (3) 本人に収入がないときでも、世帯主または配偶者のどちらかの所得が一定額を超えると申請免除は認められません。
- (4) 申請免除は直近の7月まで遡及して免除が認められましたが、平成26年4月改正で、国民年金の保険料の徴収

権の時効が成立する前の2年分について、保険料の免除の対象とすることになりました。この場合、申請免除を受ける月の前年の所得が一定以下であることが必要です（例えば、平成24年7月～25年6月の免除申請の場合は平成23年中の所得が対象となります）。

(5) 設問のとおりです。

保険料の「学生の納付特例制度」など

問 13 保険料の「免除」と「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 「免除」の期間は、老齢基礎年金の額に反映されます。
- (2) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の期間は、全額免除期間になります。
- (3) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の期間は、老齢基礎年金の受給資格を判定する場合に期間計算に入れます。
- (4) 「免除」の10年前までの期間は保険料の追納ができます。
- (5) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の10年前までの期間は保険料の追納ができます。

正解率 51%

正解 (2)



↳ **解説**

(2) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の期間は受給資格の有無を判断する場合には「カラ期間」とされるが、老齢基礎年金の額に反映

されません。なお、「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の期間に障害になったときや死亡したときに、一定の要件に該当する場合は障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

年金の受給資格 (1)

問 14 平成27年度に60歳になる人（昭和30年4月2日から昭和31年4月1日の間に生まれた人）で、年金の受給資格のある人を、1人選んでください。いずれもカラ期間はありませぬ。

- (1) 厚生年金19年と共済年金5年の加入期間が「24年」ある人。
- (2) 厚生年金20年と国民年金4年の加入期間が「24年」ある人。
- (3) 共済年金21年と国民年金3年の加入期間が「24年」ある人。
- (4) 国民年金22年と厚生年金2年の加入期間が「24年」ある人。
- (5) 国民年金23年と共済年金1年の加入期間が「24年」ある人。

正解率 42%

正解 (1)



↳ **解説**

年金は25年かけると65歳から支給されます。これが原則です。しかし、厚生年金や共済年金には受給資格期間の短縮特例があり、「昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた人」については、それぞれ加入期間だけで24年あれば受給資格を満たします。24年未満であった場合には厚生

年金と共済年金の期間を合算して24年以上あれば受給資格を満たします。それでも受給資格を満たさないときは国民年金の保険料納付済期間や保険料免除期間（カラ期間を含めてもよい）を合算して25年以上ある場合に年金の受給資格を満たします。

年金の受給資格(2)

問 15 年金の受給資格の合否を判定するときに、カラ期間（合算対象期間）を含めて一定の期間があれば受給資格を満たしますが、このカラ期間に該当しない期間を1つ選んでください。

- (1) サラリーマンの夫と結婚した専業主婦の結婚から昭和61年3月までの任意加入しなかった期間。
- (2) 20歳以上の学生で平成3年3月までの任意加入しなかった期間。
- (3) 国民年金の加入がある人であって、退職時に厚生年金の脱退手当金を受けた昭和36年4月以後の期間。
- (4) 国民年金に任意加入したが、保険料を納付しなかった60歳前の期間。
- (5) 自営業の夫（国民年金の第1号被保険者）と結婚した専業主婦が保険料を納付しなかった60歳前の期間。

正解率 39%

正解 (5)

解説

- (3) 国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間（昭和61年4月以後の期間）がある人は脱退手当金を受けた昭和36年4月以後の期間はカラ期間に

なります。なお、昭和36年3月以前の脱退手当金を受けた期間はカラ期間になりません。

- (4) 平成26年4月改正で国民年金に任意加入して保険料を納付しなかった60歳前の期間はカラ期間になりました。設問10の解説をご参照ください。
- (5) 自営業の妻（専業主婦）は国民年金の第1号被保険者ですから、保険料を納付しなかった期間は滞納期間になります。

国民年金の付加年金

問 16 国民年金の付加年金について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 農業者年金に加入している人は、希望すれば付加保険料を納付できます。
- (2) 保険料の免除期間に、希望すれば付加保険料を納付できます。
- (3) 国民年金基金に加入している人は付加保険料を納付できません。
- (4) 消費者物価が下落して老齢基礎年金が減額になったとき、付加年金も減額されます。
- (5) 繰上げ受給をすると老齢基礎年金は減額されますが、付加年金は減額されずに、65歳から支給されます。

正解率 47%

正解 (3)

解説

- (1) 付加保険料を納付できる人は、第1号被保険者と任意加入者です。なお、農業者年金に加入している人（第1号被保険者）は、付加保険料を納付する義務があります。

- (2) 免除期間は付加保険料を納付することとはできません。
- (3) 国民年金基金に加入した期間は、付加保険料に加入しています。したがって二重加入することは出来ません。
- (4) 物価の変動などは付加年金の額に反映しません。
- (5) 繰上げ受給をすると老齢基礎年金と同様に付加年金も繰上げになり、老齢基礎年金と同率で減額されます。

老齢基礎年金と振替加算

問 17 老齢基礎年金と振替加算について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金の保険料を40年間納付した人は65歳から満額(772,800円)の老齢基礎年金が受給できます。
- (2) 平成21年3月までの免除期間と平成21年4月以降の免除期間とでは、老齢基礎年金の額は異なります。
- (3) 老齢基礎年金を60歳から繰上げて受給すると、65歳時の額の70%支給になります。
- (4) 老齢基礎年金を60歳から繰上げて受給すると、振替加算は70%支給になります。
- (5) 老齢基礎年金を71歳で繰下げ請求すると、70歳に遡及して42%の増額支給になります。

正解率 72%

正解 (4)

解説

- (2) 老齢基礎年金額の一部は国庫補助で賄われています。平成21年3月までの老齢基礎年金額の「3分の1」は国庫補助分、平成21年4月以降の老齢基礎年

金額の国庫補助が引き上げられ「2分の1」になりました。したがって、同じ免除期間であっても、平成21年3月までの免除期間と平成21年4月以降の免除期間とでは、老齢基礎年金の額は異なります。

- (4) 老齢基礎年金を60歳から繰上げて受給しても、振替加算は65歳から支給されます。減額されることはありません。
- (5) 平成26年4月改正で、老齢基礎年金を71歳で繰下げ請求すると、70歳時点でさかのぼり支給されます。増額率は42%です。

厚生年金・共済年金

厚生年金制度の歴史

問 18 厚生年金制度の歴史について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 現場で働く男子労働者や坑内員が年金に加入するようになったのは、「昭和17年6月1日」です。この年金制度の名称を「労働者年金保険」といいました。
- (2) 女子と事務職の男子が厚生年金に加入するようになったのは「昭和19年10月1日」です。このときに、「労働者年金保険」を「厚生年金保険」に改称しました。
- (3) 農協や漁協の職員に共済年金(農林漁協団体職員共済年金)が適用されたのは「昭和34年1月1日」です。
- (4) JR, JT, NTTが厚生年金に統合されたのは「昭和61年4月1日」です。

- (5) 農林年金（共済年金）が厚生年金に統合されたのは「平成14年4月1日」です。

正解率 44%

正解 (4)

↳ 解説

- (4) JR, JT, NTT が厚生年金に統合されたのは「平成9年4月1日」です。

年金制度や加入年齢

問 19 年金制度や加入年齢などについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金は40年以上加入（保険料納付）することはできません。
- (2) 共済年金には、公務員が加入する地方公務員共済年金と国家公務員共済年金があります。その他に私立学校教職員共済年金があります。
- (3) 20歳前でも会社員になると厚生年金に加入します。
- (4) 70歳以上の在職者には在職老齢年金のしくみが適用になります。
- (5) 70歳以上の在職者は厚生年金に加入し、保険料を納付しなければなりません。

正解率 78%

正解 (5)

↳ 解説

- (5) 厚生年金の加入年齢の上限は70歳です。

厚生年金のしくみや保険料

問 20 厚生年金のしくみや保険料について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 月々の標準報酬月額に再評価率を乗じた期間の合計額をその期間の月数で除した額を平均標準報酬月額（平額）といいます。平成15年4月から賞与も年金額に反映することになったので、賞与を含めた平均値を平均標準報酬額（平額）といいます。

- (2) 定額部分の年金額を計算する場合は平成15年3月までと、平成15年4月以降の厚生年金加入期間とを分けて年金額を求め、合計額が定額部分の年金になります。

- (3) 報酬比例部分の額を計算する場合は平成15年3月までと、平成15年4月以降の厚生年金期間とを分けて年金額を求め、合計額が報酬比例部分の年金になります。

- (4) 配偶者加給「386,400円」は老齢基礎年金の2分の1の額です。

- (5) 厚生年金の保険料は標準報酬月額に保険料率を乗じた額です。保険料は労使折半です。保険料率は毎年9月に引き上げられます。

正解率 51%

正解 (2)

↳ 解説

- (2) 定額部分は報酬比例部分と異なり加入した期間を分けて年金額を計算することはありません。定額部分は加入期間の長短で支給額が決まる「期間比例年金」です。

- (4) 配偶者加給「386,400円（平成27年度は390,100円になりました）」は老齢基礎年金の2分の1の額です。

年金の支給開始年齢

問 21 今年5月に60歳になる人（昭和30年5月生まれ）の年金の支給開始年齢について

て、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) A 子さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、62歳から支給されます。
- (2) B 夫さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、62歳から支給されます。
- (3) C 夫さんの「特別支給の退職共済年金」は、62歳から支給されます。
- (4) D 子さんの「特別支給の退職共済年金」は、62歳から支給されます。
- (5) E 子さんの厚生年金加入は11か月で、国民年金の保険料納付済期間は349か月あります。E 子さんの老齢厚生年金と老齢基礎年金は、65歳から支給されます。

正解率 68%

正解 (1)

↳ 解説

老齢厚生年金の支給開始年齢は性別と生年月日で異なります。退職共済年金は性別での差別はなく、生年月日で支給開始年齢が定められています。

- (1) A 子さんの「特別支給の老齢厚生年金」は60歳から支給されます。
- (5) 1年未満の加入がある厚生年金や共済年金は65歳から支給されます（新年金の人）。

支給される年金の内容

問 22 今年5月に60歳になる忠夫さんの厚生年金の加入年数は42年になります。忠夫さんの年金について、誤っているものを1つ選んでください。妻は4歳年下で年金は国民年金のみに加入しています。

- (1) 65歳前に支給される厚生年金を「特別支給の老齢厚生年金」といいます。60歳で退

職して支給される年金は報酬比例部分の年金だけです。

- (2) 62歳で退職すると報酬比例部分の年金に定額部分が加算されます。配偶者加給は妻が65歳になるまで支給されます。
- (3) 62歳以後も在職（厚生年金加入）すると支給される年金は報酬比例部分の年金だけです。
- (4) 65歳になると定額部分相当額が老齢基礎年金と差額加算（経過的加算）として支給されます。
- (5) 65歳から差額加算は報酬比例部分と合算されて「老齢厚生年金」になります。

正解率 20%

正解 (1)

↳ 解説

- (2) 忠夫さんの特別支給の老齢厚生年金の支給は62歳からです。厚生年金の加入は44年になります。退職すると「長期特例（厚生年金加入44年）」に該当するので報酬比例部分の年金に定額部分と配偶者加給が加算されます。配偶者加給は妻が65歳になるまで支給されます。

特別支給の老齢厚生年金

問 23 前問の忠夫さんが62歳で退職したときの「特別支給の老齢厚生年金」について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 定額部分の額を算出するときの加入月数は「528月（44年）」とします。
- (2) 報酬比例部分の額を算出するときの加入月数は「528月（44年）」とします。
- (3) 特別支給の老齢厚生年金の額を算出する

とき、定額部分の物価スライド率は「 1.000×0.961 」とし、報酬比例部分の物価スライド率は「 1.031×0.961 」を用います。

- (4) 報酬比例部分の額を算出するときの平均標準報酬月額または平均標準報酬額は、標準報酬（給料）または標準賞与を再評価した報酬の平均値です。
- (5) 報酬比例部分の額を算出するときの「給付乗率（乗率/1000）」は旧乗率を用います。平成15年3月以前の額を求める場合には「 $7.5/1000$ 」、平成15年4月以後の額の場合は「 $5.769/000$ 」です。

正解率 57%

正解 (1)

↳ 解説

- (1) 定額部分の額を算出するときの加入月数には上限が設定されています。厚生年金加入が40年以上あっても「480月」加入したものとします。理由は定額部分は65歳になると老齢基礎年金に変わります。老齢基礎年金は40年（480月）以上の加入はできません。この老齢基礎年金に揃えるしくみにしているからです。なお、報酬比例部分の額を算出するときの月数は実際に加入した月数の「528月（44年）」です。

厚生年金基金

問 24 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 厚生年金基金は日本年金機構から支給される報酬比例部分の年金の一部を肩代りして支給します。この基金年金を「代行年金」といいます。

- (2) 厚生年金基金額の算出に用いる平均標準報酬（月）額は再評価しない額です。また基金額の算出には物価スライド率は乗じません。

- (3) 厚生年金基金には代行部分の年金に上積みする年金があります。この上積み年金は基金独自で定めるものですから、基金によって支給額は異なります。

- (4) 基金の代行年金の支給開始年齢は、日本年金機構から支給される報酬比例部分と同年齢です。

- (5) 財政的に行き詰まり約束した年金が支給できない基金があります。その結果、基金の代行部分を国に返上したり、解散する基金がありました。このうち解散基金の保険料を解散時に一時金で精算したので、年金として支給されることはありません。

正解率 61%

正解 (5)

↳ 解説

- (5) 中途脱退者や解散基金の基金年金の支給は企業年金連合会から支給されます。解散基金から支給された一時金は代行年金ではなく上乗せ年金ですから、代行部分は基金年金として支給されます。なお、平成26年4月以降に解散した場合は、連合会には移管せず、国に返すことになりました。

配偶者加給が支給停止になるとき

- 問 25** 夫の老齢厚生年金に加給年金が加算される場合で、妻や子が一定の要件に該当したときに、加給年金が支給されなくなります。その要件について、誤っているものを1つ選

んでください。

- (1) 離婚したとき。
- (2) 子が18歳になった年度末を経過したとき(身障の子は20歳に達したとき)。
- (3) 妻が20年かけた老齢厚生年金や退職共済年金を受給したとき。
- (4) 妻が障害厚生年金を受給したとき。ただし、妻が障害基礎年金を受給しても加給年金は支給停止になりません。
- (5) 妻が65歳に達したとき。

正解率 54%

正解 (4)

↳ 解説

- (4) 妻が障害基礎年金を受給したときも加給年金は支給停止になります。

退職共済年金

問 26 退職共済年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 共済年金の報酬比例部分の算出式は厚生年金と同じです。
- (2) 共済年金の独自給付として職域加算(年金)があります。
- (3) 65歳になると定額部分相当額が差額加算と老齢基礎年金になり、ともに共済年金から支給されます。
- (4) 退職時に共済年金の掛金(保険料)を退職一時金として「全額受給」した人には、共済年金は支給されません。ただし、同一の共済組合に再加入して、前後の期間を合計して20年以上ある場合には、退職一時金と利息を返還することにより一時金を受給した期間は年金になります。
- (5) 農林年金(共済年金)の職域加算は、平

成14年4月の統合後は「特例老齢農林年金(特例年金)」として支給することになりました。また、特例年金を一時金として受け取ることもできます。

正解率 59%

正解 (3)

↳ 解説

- (3) 65歳になると定額部分相当額が差額加算と老齢基礎年金になります。そのうち、差額加算は報酬比例部分と合算されて、退職共済年金として支給されます。老齢基礎年金は国民年金ですから、日本年金機構から支給されます。その結果、65歳になると振込件数は2件になります。

年金の繰上げ支給

問 27 年金の繰上げ支給について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 今年60歳になる女性(報酬比例部分は60歳支給)が老齢基礎年金繰上げをすると、老齢基礎年金は減額支給になります。差額加算は65歳支給です。
- (2) 老齢厚生年金の支給が62歳になる男性が、60歳から老齢厚生年金の繰上げをしたとき12%の減額になります。差額加算と老齢基礎年金も繰上げ対象になり30%減額されます。ただし、差額加算そのものは減額されません。差額加算の減額は報酬比例部分から差し引かれます。
- (3) 老齢厚生年金の支給が65歳になる人が、60歳から老齢厚生年金の繰上げをしたときは差額加算、老齢基礎年金も繰上げになり、老齢厚生年金を含めて30%の減額になりま

す。ただし、差額加算そのものは減額されません。差額加算の減額は報酬比例部分から差し引かれます。

- (4) 老齢厚生年金と退職共済年金の支給が62歳になる男性が、60歳から老齢基礎年金の繰上げ請求をしても、退職共済年金の支給には影響ありません。
- (5) 障害者特例（長期特例者を含む）で老齢厚生年金の支給が62歳になる男性が、60歳から老齢厚生年金を繰上げて受給したときは、老齢基礎年金は一部繰上げになります。

正解率 31%

正解 (4)

→解説

- (4) 老齢基礎年金の繰上げ請求をする時、老齢厚生年金と退職共済年金も同時に繰上げになりますから、トラブルになることがあります。留意してください。

老齢基礎年金の繰上げ支給

問 28 老齢基礎年金の繰上げ支給のデメリットについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 繰上げ請求をすると、その後に支給の取り消しや変更はできません。
- (2) 年金は一生減額支給されます。
- (3) 65歳になる間は「報酬比例部分」は支給停止になります。
- (4) 「事後重症による障害基礎年金」の請求はできません。
- (5) 「寡婦年金」の請求はできません。

正解率 83%

正解 (3)

→解説

- (3) 老齢基礎年金を繰上げ受給しても「報酬比例部分」は支給停止になりません。

● 在職老齢年金など

在職老齢年金の用語

問 29 在職老齢年金の用語としくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 総報酬月額相当額とは、標準報酬月額（給料）と当月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額（月額）とを合算した額です。ボーナスの支給がない人は、標準報酬月額が総報酬月額相当額になります。
- (2) 標準賞与額とは、1回に支給されるボーナス額の上限を200万円とし、1,000円未満の端数がある場合には切り捨てた額です。
- (3) 基本（年金）月額とは、報酬比例部分と定額部分を合算した額です。定額部分が支給されない年代の人は、報酬比例部分が基本（年金）月額になります。配偶者加給を除きます。
- (4) 基準額とは、在職停止額を求めるときに用います。
- (5) 総報酬月額相当額が変わると、在職老齢年金の支給停止額も変わります。

正解率 69%

正解 (2)



↳ 解説

(2) 標準賞与額は1回に支給されるボーナス額の上限を150万円とし、1,000円未満の端数がある場合には切り捨てた額です。

在職老齢年金のしくみ

問 30 在職老齢年金のしくみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 65歳前の在職老齢年金は、基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のときは、全額支給されます。
- (2) 65歳前の在職老齢年金は、基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円を超えたときは、超えた額の2分の1が年金の支給停止額になります。
- (3) 65歳以後の在職老齢年金は、基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円以下のときは、全額支給されます。
- (4) 65歳以後の在職老齢年金は、基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円を超えたときは、超えた額の2分の1が年金の支給停止額になります。
- (5) 在職老齢年金が一部支給停止になったときは、配偶者加給は支給されません。

正解率 71%

正解 (5)



↳ 解説

- (3), (4) なお、平成27年度は47万円に改定されました。
- (5) 在職老齢年金が「全額支給停止」に

なったときは、配偶者加給も全額支給停止になります。

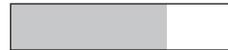
在職老齢年金額 (1)

問 31 65歳前の基本年金月額は「10万円」です。この人の在職老齢年金について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 総報酬月額相当額が「18万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (2) 総報酬月額相当額が「28万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (3) 総報酬月額相当額が「38万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (4) 厚生年金に加入していない人であっても、収入があると在職老齢年金の適用を受けません。
- (5) 在職老齢年金と雇用保険から高年齢雇用継続給付金同時に受けられるときは、高年齢雇用継続給付金が減額になります。

正解率 69%

正解 (2)



↳ 解説

- (1) 総報酬月額相当額18万円と基本年金月額10万円の合計額が28万円ですから在職老齢年金は全額支給されません。
- (2) 停止額…(総報酬月額28万円+基本年金月額10万円-基準額28万円) × 1/2 = 5万円 支給額…基本年金月額10万円-停止額5万円。在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (3) 停止額…(総報酬月額38万円+基本年金月額10万円-基準額28万円) × 1/2 = 10万円 支給額…基本年金月額

10万円ー停止額10万円。在職老齢年金は全額支給停止です。

- (4) 厚生年金に加入しないときは、在職老齢年金のしくみは適用されません。年金は全額支給されます。
- (5) 在職老齢年金と雇用保険から高齢雇用継続給付金が同時に受けられるときは「在職老齢年金」が減額になります。

在職老齢年金額 (2)

問 32 65歳前の基本年金月額が12万円（日本年金機構から「4万円」、基金から「8万円」）の人の在職老齢年金について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「4万円」、基金から「6万円」の合計10万円の在職老齢年金が支給されます。
- (2) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「2万円」、基金から「8万円」の合計10万円の在職老齢年金が支給されます。
- (3) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「3万円」、基金から「7万円」の合計10万円の在職老齢年金が支給されます。
- (4) 在職老齢年金が全額支給停止の場合は、日本年金機構が支給する年金は全額支給停止になりますが、基金年金は全額支給されます。
- (5) 在職老齢年金が全額停止の場合は、日本年金機構が支給する年金は全額支給になりますが、基金年金は全額支給停止されません。

正解率 44%

正解 (2)

解説

在職停止は日本年金機構の支給額から先に行われます。計算の結果、在職老齢年金が全額停止になる場合は基金年金も全額停止になります。

在職老齢年金額 (3)

問 33 65歳になる社長さんの基本年金月額は「10万円」です。社長さんの在職老齢年金について、正しいものを1つ選んでください。

- (1) 総報酬月額相当額が「36万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (2) 総報酬月額相当額が「46万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (3) 総報酬月額相当額が「56万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給されます。
- (4) 厚生年金の加入年齢の上限は「70歳になるまで」ですから、70歳以降に在職しても年金の支給停止はありません。
- (5) 在職老齢年金が全額停止になったときは、差額加算（経過加算）も支給停止になります。

正解率 58%

正解 (2)

解説

(注：平成27年度の65歳以後の在職停止の計算に用いる基準額は46万円から1万円引き上げられ「47万円」になりました。この改定に伴い、在職老齢年金月額は0.5万円の増額になります)

- (1) 総報酬月額相当額36万円と基本年金

月額 10 万円の合計額が 46 万円ですから在職老齢年金は全額支給されます。

- (2) 停止額… (総報酬月額 46 万円 + 基本年金月額 10 万円 - 基準額 46 万円) × 1/2 = 5 万円 支給額… 基本年金月額 10 万円 - 停止額 5 万円。在職老齢年金は「5 万円」が支給されます。
- (3) 停止額… (総報酬月額 56 万円 + 基本年金月額 10 万円 - 基準額 46 万円) × 1/2 = 10 万円 支給額… 基本年金月額 10 万円 - 停止額 10 万円。在職老齢年金は全額支給停止です。
- (4) 70 歳以降も在職老齢年金のしくみが適用されます。
- (5) 65 歳以降に在職老齢年金のしくみが適用になるのは、老齢厚生年金のうち報酬比例部分だけです。差額加算は在職老齢年金のしくみは適用になりませんから、在職老齢年金が全額支給停止になっても老齢厚生年金は支給されません。支給内容は差額加算です。なお、老齢基礎年金も在職老齢年金の適用はありません。

基本手当と年金との調整

問 34 雇用保険から支給される「基本手当」と年金との調整について、正しいものを 1 つ選んでください。

- (1) 基本手当と障害厚生年金が同時に受けられる場合、障害厚生年金の全額が支給停止になります。
- (2) 基本手当と遺族厚生年金が同時に受けられる場合、遺族厚生年金の全額が支給停止になります。
- (3) 基本手当と繰上げした老齢基礎年金が同

時に受けられる場合、老齢基礎年金の全額が支給停止になります。

- (4) 基本手当と特別支給の老齢厚生年金が同時に受けられる場合、基本手当の全額が支給停止になります。
- (5) 基本手当と特別支給の老齢厚生年金が同時に受けられる場合、特別支給の老齢厚生年金の全額が支給停止になります。

正解率 57%

正解 (5)



解説

- (1), (2) 基本手当と遺族厚生年金、基本手当と障害厚生年金は両方受給できません。
- (3) 基本手当と老齢基礎年金は調整されずに、全額支給されます。
- (4) 65 歳前に退職して雇用保険から基本手当を受給すると「特別支給の老齢厚生年金」は全額停止になります。

共済年金から厚生年金への転職

問 35 62 歳の和彦さんは公務員から民間会社に転職しました。65 歳になるまで在職（厚生年金加入）します。和彦さんに支給される退職共済年金や老齢厚生年金について、誤っているものを 1 つ選んでください。

- (1) 共済組合の組合員ではないので、「特別支給の退職共済年金」は在職停止のしくみは適用されずに全額支給されます。
- (2) 共済年金の職域加算は 62 歳から支給されます。職域加算は在職停止のしくみは適用されません。
- (3) 厚生年金の加入者ですから、「特別支給の老齢厚生年金」は在職老齢年金のしくみが

適用され、年金の一部または全額が支給停止になることがあります。

- (4) 和彦さんの職域加算は組合員期間が20年未満の人に比べて2倍の支給額になります。
- (5) 共済年金と厚生年金の加入年数はともに20年です。65歳になると配偶者加給は厚生年金制度から支給されます。

正解率 29%

正解 (1)

↳ 解説

- (1) 「特別支給の退職共済年金」も在職老齢年金のしくみが適用になります。ただし、在職停止額を計算する場合の基準額は「46万円」（平成27年度は「47万円」になります）を用います。
- (4) 20年以上加入した人の職域加算の算出式のうち「1000分の乗率」は「1.5」です。20年未満の加入者は「0.75」です（平成15年3月までの組合員期間の場合）。したがって、和彦さんの職域加算は組合員期間が20年未満の人に比べて2倍の支給額になります。

● 障害年金・遺族年金

障害年金の用語やしぐみ

問 36 障害年金の用語やしぐみについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 初診日とは、ケガや病気で初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。初診日が分からないと、障害年金の請求はでき

ません。

- (2) 障害認定日とは、障害の認定を行うべき日のことをいい、初診日から起算して1年6か月が経過した日、または1年6か月以内に傷病が治った日場合は、治った日を行います。
- (3) 障害認定日に障害の程度が障害認定基準に該当する傷病の状態にある場合に、障害年金が支給されます。
- (4) 障害認定日に障害認定基準に該当しなかった人が、その後65歳に達する前日までに障害基準に該当した場合には、65歳に達する前日までに請求をすることにより「事後重症による障害年金」が支給されません。
- (5) 「事後重症による障害年金」を請求したときは、障害年金は傷病が悪化したときまでのさかのぼって支給されます。

正解率 53%

正解 (5)

↳ 解説

- (5) 事後重症による障害年金を請求したときは、請求した翌月から障害年金が支給されます。該当したときは、早く請求しないと「損」をします。なお、障害厚生年金や障害共済年金の障害等級が3級から2級に額の改定請求が行われたときは、額の改定に伴い障害基礎年金の事後重症の請求が行われたものとみなされます。

障害基礎年金

問 37 障害基礎年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金加入中に初診日があり、障害の程度が障害認定基準の2級以上に該当する場合には障害基礎年金が支給されます。また、18歳になる年度末までの子がいる場合には子の加算額が加算されます(身障の子は20歳になるまでです)。
- (2) 障害基礎年金の2級の額は満額の老齢基礎年金(772,800円)と同額です。
- (3) 障害基礎年金の1級の額は2級の「1.25倍(966,000円)」です。
- (4) 国民年金加入中に初診日があり、心臓にペースメーカーを装着すると障害基礎年金が支給されます。
- (5) 人工透析療法を受けた日から3か月を経過した日が障害認定日になります。

正解率 100% (注) 出題ミスのため

正解 (4)

↳ 解説

- (4) 心臓にペースメーカーを装着した場合は、障害等級は3級ですから、障害基礎年金は支給されません。

障害厚生年金

問 38 障害厚生年金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害厚生年金は厚生年金の加入中に初診日がある人に支給されます。
- (2) 障害厚生年金は障害の程度が障害認定基準の3級以上に該当した場合に支給されます。1級または2級に該当した場合には、配偶者の加給年金が加算され、障害基礎年金が併給されます。
- (3) 障害厚生年金の3級には最低保障額があり、年額で772,800円です。障害の状態が

3級よりも軽く傷病が治っている場合には障害手当金(一時金)が支給されます。

- (4) 障害厚生年金の額は報酬比例部分から算出します。加入月数が300月未満の場合は、300月として計算します。
- (5) 障害厚生年金の1級の額は2級の1.25倍の額です。

正解率 66%

正解 (3)

↳ 解説

- (2) 障害厚生年金の配偶者の加給年金は老齢厚生年金と異なり、「特別加算」はありません。年額で222,400円(平成27年度額は224,500円)です。
- (3) 障害厚生年金の3級には最低保障額があり、年額で579,700円(平成27年度額は585,100円)です。

障害年金と他の年金との併給

問 39 障害年金と他の年金との併給(両年が受給できること)について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害基礎年金と障害共済年金(2級以上)は併給できます。また障害基礎年金と障害厚生年金(2級以上)も併給できます。
- (2) 障害厚生年金と労災保険の障害補償年金は併給できます。
- (3) 65歳から障害厚生年金と老齢基礎年金は併給できます。
- (4) 65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金は併給できます。
- (5) 65歳から障害基礎年金と遺族厚生年金は併給できます。

正解率 17%

正解 (3)

↳ 解説

- (1) 障害共済（厚生）年金が2級以上の障害と認定されたとき、または3級の障害共済（厚生）年金を受給している人の病状が悪化し2級以上の障害に該当したときや、その後の障害を併せて2級以上の障害になったときは障害基礎年金と併給されます。
- (2) 同一の事由で厚生年金が支給される場合に労災と併給されます。ただし、労災年金は一定の率で減額されます。具体的には、障害厚生年金+障害基礎年金+労災障害年金（27%減）。障害厚生年金+労災障害年金（17%減）。障害基礎年金+労災障害年金（12%減）になります。
- (3) 障害厚生年金と老齢基礎年金は併給されません。老齢基礎年金と併給される年金は老齢厚生年金と65歳以後に支給される遺族厚生年金（旧遺族年金）だけです。
- (4) 障害基礎年金と老齢厚生年金が同時に支給されるときは、老齢厚生年金の子に対する加給年金は支給停止になります。
- (5) 障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に支給されるときは、遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算は支給停止になります。

寡婦年金と死亡一時金

問 40 国民年金の第1号被保険者である夫

が亡くなったとき、妻に「寡婦年金、または死亡一時金」が支給されることがあります。この寡婦年金や死亡一時金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 夫の死亡時に妻は死亡一時金を受給しました。その妻が60歳になると「寡婦年金」が支給されます。
- (2) 死亡一時金は第1号被保険者として、保険料を36月（3年）以上納付した人が死亡したときに支給されます。
- (3) 遺族基礎年金が支給される場合は、死亡一時金は支給されません。
- (4) 亡夫が第1号被保険者として保険料納付済期間（免除期間を含む）が25年以上あり婚姻期間が10年以上ある場合には、妻が60歳から65歳になるまで「寡婦年金」が支給されます。
- (5) 亡夫が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合、または障害基礎年金を受給していた場合は、「寡婦年金」は支給されません。

正解率 67%

正解 (1)

↳ 解説

- (1) 死亡一時金と寡婦年金は選択関係にあり、いずれか一つを支給し、他は支給されません。また内縁の妻は遺族になります。

遺族基礎年金

問 41 遺族基礎年金などについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 遺族基礎年金の遺族は「子のいる妻」、「子のいる夫」、「子」です。
- (2) 遺族の子とは「18歳になった年度末まで

の子（高校を卒業するまでの子）、または1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいいます。

- (3) 自営業の夫（第1号被保険者）が死亡したとき、妻と13歳の子が残されました。妻に995,200円（＝772,800円＋222,400円）の遺族基礎年金が支給されます。
- (4) 子（健常者）が高校を卒業すると妻に支給される遺族基礎年金は、減額されて772,800円になります。
- (5) 厚生年金の妻が死亡したとき、55歳の夫と17歳の子が残された場合は、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金の支給がなくなると、遺族厚生年金は、夫が60歳になるまで支給停止になります。

正解率 100% (注) 出題ミスのため

正解 (4)

解説

- (1) 遺族基礎年金の遺族は「子のいる妻」、
「子」でしたが、平成26年4月改正で、
「子のいる夫（父子家庭）」にも遺族基礎年金が支給されることになりました。これは、低所得の父子家庭も多いことからの配慮措置です。
- (4) 子のいない妻には遺族基礎年金は支給されません。遺族基礎年金はもともと母子や遺児に対する生活保障として支給されるものですから、子が一定の年齢に達したときに支給されなくなります。

厚生年金の遺族給付

問 42 亡夫は厚生年金加入中（在職中）に

死亡しました。遺族は40歳の妻と17歳の子です。支給される遺族給付について、誤っているものを1つ選んでください。なお、亡夫は第1号被保険者として保険料を5年、その後、厚生年金に20年加入していました。

- (1) 妻に遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。
- (2) 妻に支給される遺族厚生年金の額には中高齢寡婦加算が含まれています。
- (3) 妻に遺族基礎年金が支給されるので、死亡一時金は支給されません。また、妻が60歳になっても寡婦年金は支給されません。
- (4) 亡夫の厚生年金加入は20年ですが、遺族厚生年金の額を算出するときは25年（300月）加入したものと計算します。
- (5) 65歳から遺族厚生年金と妻自身の老齢基礎年金が併給されます。

正解率 41%

正解 (2)

解説

- (1) 妻に遺族厚生年金と子が18年になった年度末までは遺族基礎年金が支給されます。遺族厚生年金は生涯年金です。国民年金から支給される遺族基礎年金は子の年齢に基づく有期年金です。
- (2) 妻に遺族基礎年金（満額の老齢基礎年金と同額）が支給されている間は、中高齢寡婦加算（満額の老齢基礎年金の75%の額）は支給停止になります。遺族基礎年金が支給されなくなると（子が高校を卒業すると）、妻が65歳になるまで遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されます。なお、妻が65歳になると中高齢寡婦加算は経過的寡婦

加算に変わりますが、昭和31年4月2日以後に生まれた妻には経過的寡婦加算は支給されません。設問の妻は昭和50年生まれです。

- (3) 遺族基礎年金が支給される場合には死亡一時金は支給されません。また、亡夫が国民年金（第1号被保険者）に25年未満の加入ですから、妻が60歳になっても寡婦年金が支給されることはありません。

● 年金と税金

受給権が複数ある場合の年金

問 43 今年65歳になるA子さんに、「遺族厚生年金12万円（月額）」と「老齢厚生年金6万円」、「老齢基礎年金は4万円」の受給権があります。A子さんに支給される年金を1つ選んでください。

- (1) 遺族厚生年金と老齢基礎年金は選択により、遺族厚生年金「12万円」と「老齢厚生年金6万円」を受給します。
- (2) 遺族厚生年金「12万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「16万円」が支給されます。老齢厚生年金は全額支給停止になります。
- (3) 遺族厚生年金「12万円」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「22万円」が支給されます。
- (4) 遺族厚生年金「6万円（＝12万円－老齢厚生年金6万円）」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「16万円」が支給されます。

- (5) 遺族厚生年金「8万円（＝12万円×2/3）」と老齢厚生年金「3万円（＝6万円×1/2）」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「15万円」が支給されます。

正解率 59%

正解 (4)

解説

65歳から遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給は3つの選択肢から有利なものが支給されました。なお、老齢基礎年金は全額支給されます。

- ① 妻自身の老齢厚生年金「6万円」を選択受給する。
- ② 遺族厚生年金「12万円」を選択受給する。
- ③ 遺族厚生年金8万円（＝12万円×2/3）と老齢厚生年金3万円（＝6万円×1/2）の合算額の11万円を選択受給する。

①～③の額を比べて②の額が支給されましたが、平成19年の改正で妻の老齢厚生年金6万円を優先支給し、差額を遺族厚生年金6万円（＝遺族厚生年金12万円－老齢厚生年金6万円）とするしくみに改められました。同時に、65歳から遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整は自動的に有利な年金が支給されることになり、「選択申出書」の提出は不要になりました。また改正になっても総支給額に変わりはありません。この複雑なしくみを導入したわけは、妻自身の厚生年金の保険料の掛け捨て感の解消を図るとしたものです（遺族厚生年金の12万円が支給されると、妻自身の老齢厚生年金は全額支給停止

になるものですから、「私の掛けた厚生年金の保険料は掛け捨てか」との苦情が多くありました)。

年金と税金

問 44 年金と税金について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 障害の年金は非課税ですから、税金はかかりません。
- (2) 遺族の年金は非課税ですから、税金はかかりません。
- (3) 老齢の年金は雑所得として、年齢に関係なく一定以上の金額が課税対象になります。課税される人の年金は振込の都度、源泉徴収されます。
- (4) 課税対象になる年金を受給する人であっても、様々な控除を受けられるので、実際には税金がかからない人もいます。
- (5) 控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出します。この申告書は毎年11月中旬に日本年金機構から送られてきます。未提出の人には、税金が多くなります。

正解率 57%

正解 (3)

解説

- (3) 老齢の年金は雑所得として、65歳未満の人は「108万円」以上、65歳以上の人は「158万円」以上の支給額が課税対象になります。年金の振込のつど、その年金に応じて定められている一定の控除額を差し引いた額に、税率の5.105%を掛けた税額が源泉徴収(天引き)されます。なお、平成25年

以降25年間は2.1% ($5.105\% = 5\% + 5\% \times 2.1\%$) の復興特別所得税が加算されています。

受給手続き

老齢の年金の請求手続き

問 45 老齢の年金の請求手続きについて、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 国民年金だけに加入した人(第1号被保険者や第3号被保険者)の請求先は市区町村です。厚生年金だけ、または厚生年金と国民年金の期間がある人は年金事務所や年金相談センターです。
- (2) 請求書は受給権が発生する3か月前に日本年金機構から郵送されてきます。
- (3) 年金請求は誕生日の前日以後に手続きができます。
- (4) 年金請求の手続きを怠ると5年より前の支給分は時効でもらえません。
- (5) 年金請求には配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の添付が必要です。

正解率 42%

正解 (1)

解説

- (1) 国民年金の第3号被保険者期間がある人の請求先は年金事務所や年金相談センターです。
- (4) 未請求の年金(本人の落ち度による未支給年金)は5年より前の支給分は時効でもらえません。なお、加入記録が訂正された年金(国のチェックの甘

さから未支給となっていた年金)が増額になる場合には、受給権が発生した時までさかのぼって支給されます。

年金請求の際に持参する書類

問 46 今年 62 歳になる正夫さんは厚生年金に 20 年以上加入した人です。正夫さんの年金請求の際に持参する書類について、誤っているものを 1 つ選んでください。妻は 4 歳年下で年金は国民年金のみに加入しています。

- (1) 正夫さんが健康保険組合に加入している場合は、その被保険者証が必要です。
- (2) 戸籍謄本、住民票謄本(家族全員の記載されているもの)、妻の非課税証明書または課税証明書が必要です。
- (3) 夫婦の基礎年金番号通知書(または年金手帳)、正夫さんの雇用保険の被保険者証が必要です
- (4) すでに、年金を受給している場合(障害年金など)は、その年金証書が必要です。
- (5) 年金証書の年金の受取機関の証明印がない場合は、正夫さんの預金通帳が必要です。

正解率 60%

正解 (1)

↳ 解説

- (1) 正夫さんの健康保険の被保険者証の添付は不要です。

年金証書

問 47 今年、年金の請求をした人に年金証書が届きました。この年金証書について、誤っているものを 1 つ選んでください。

- (1) 年金証書には受給する年金の種類、受給

権者の氏名、生年月日、受給権を取得した年月の表示があります。

- (2) 基本となる年金額の記載欄とは別に配偶者加給または加給年金の欄が設けられています。基本となる年金額は報酬比例部分の年金です。
- (3) 基金の加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額は記載されていません。
- (4) 加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額が記載されていますから、特別支給の老齢厚生年金の額の検算ができます。
- (5) 年金証書を紛失したなどでも、年金証書の再交付依頼をすると、現在受給している年金額が記載されている証書が郵送されてきます。

正解率 31%

正解 (3)

↳ 解説

- (3) 基金の平成 15 年 3 月前と後のそれぞれの加入月数や平均標準報酬月額と平均標準報酬額が記載されているので、基金年金額の試算ができます。

基礎年金番号と年金コード

問 48 年金証書には基礎年金番号(10桁)と年金コード(4桁)が記載されています。この基礎年金番号と年金コードについて、誤っているものを 1 つ選んでください。

- (1) 基礎年金番号制度は平成 9 年 1 月に導入されました。当時、年金に加入している人には「基礎年金番号通知書」で、年金受給者には「年金証書」で基礎年金番号をお知らせしました。
- (2) 基礎年金番号は 10 桁のうち、最初の 4 桁

は都道府県とその年金事務所を示しています。あとの6桁はその人の固有番号です。

- (3) 農協や漁協に勤めていた人の基礎年金の最初の4桁は「9600」番台で表示されています。
- (4) 青色の年金手帳に記載されている番号は基礎年金番号ですから、年金証書の基礎年金番号と同じ番号です。
- (5) 年金請求時に新しい番号で記録管理をするので、加入時の基礎年金番号と異なります。年金受給者は新たな基礎年金番号になります。

正解率 78%
正解 (5)

解説

基礎年金番号制度は1人一番号制です。生涯にわたり番号が変わることはありません。また、死亡した人の番号は「永久欠番」になります。

日本年金機構から届く書類、出す書類

問 49 日本年金機構から年金受給者に届く書類、出す書類について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 支給額変更通知書(A4サイズ)は、在職老齢年金の支給額が変わったときや65歳になったときなど、本人自身に改定理由がある場合に届きます。
- (2) 年金額改定通知書(ハガキ形式)は、法律改正や物価の変動など、日本年金機構(国)に改定理由がある場合に届きます。
- (3) 年金振込通知書(ハガキ形式)は、原則として毎年度6月に当年度の1回の振込額(2か月支給分)が記載されています。この

通知書には所得税が課税される人には税額が記載されています。

- (4) 公的年金等の受給者の扶養親族等の申告書(ハガキ形式)は、所得税の課税対象になった人に日本年金機構から毎年11月中旬に届きます。必要事項を記入して返送します。申告書の提出を怠ると税金が多くかかります。また、独身者は申告書の提出は不要です。
- (5) 年金受給者の住所・支払機関変更届(ハガキ形式)は、振込先の金融機関を変えるときに使用します。ただし、共済年金の金融機関を変える場合には、別様式を使用します。

正解率 42%
正解 (4)

解説

- (4) 独身者であっても申告書の提出を怠ると税金が多くかかります。

65歳時の年金請求の手続き

問 50 65歳になると「特別支給の老齢厚生年金」は失権するので、改めて年金の請求をします。このときの請求書を「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(ハガキ形式)といいます。この65歳時の年金請求について、誤っているものを1つ選んでください。

- (1) 老齢基礎年金の繰上げをした人にも年金請求書が届きます。ただし、請求書には繰下げ希望欄はありません。その理由は、繰上げ請求した人は、繰下げ支給はできないからです。
- (2) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両年金の繰下げを希望する人は、該当する希望欄の老齢基礎年金と老齢厚生年金に○印をつけ

て、日本年金機構に返送します。

- (3) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給する人は、請求書の繰下げ希望欄に何も記載しないで、日本年金機構に返送します。
- (4) 老齢基礎年金の繰下げを希望する人は、繰下げ希望欄の老齢基礎年金に○印をつけて、日本年金機構に返送します。
- (5) 老齢厚生年金の繰下げを希望する人は、繰下げ希望欄の老齢厚生年金に○印をつけて、日本年金機構に返送します。

正解率 40%

正解 (2)

↳ 解説

- (2) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両年金の繰下げ希望する人は、この請求書を日本年金機構に返送してはいけません。繰下げの申し出は、改めて「老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ請求書（様式第235）」を年金事務所に提出します。なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々のときに繰下げ請求ができます。65歳から年金を受給する人が、理解不足から繰下げ希望欄にチェックをしたために、年金が振り込まれなくなるトラブルが見受けられます。留意してください。

正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	5	11	3	21	1	31	2	41	4
2	4	12	3	22	1	32	2	42	2
3	3	13	2	23	1	33	2	43	4
4	2	14	1	24	5	34	5	44	3
5	1	15	5	25	4	35	1	45	1
6	3	16	3	26	3	36	5	46	1
7	1	17	4	27	4	37	4	47	3
8	4	18	4	28	3	38	3	48	5
9	2	19	5	29	2	39	3	49	4
10	5	20	2	30	5	40	1	50	2